

中小・小規模事業者等出産後職場復帰奨励金支給要領の改正概要 (R5.4)

1 改正前の支給要件（支給要領第3条）

支給申請を行う月の初日において常時雇用する労働者数が50人未満の事業所を県内に有し、当該事業所において雇用する労働者が出産後に連続した3か月以上の育児休業を取得し、かつ職場復帰した日から起算して3か月以上勤務していること。

2 変更内容

- ・ 子が1歳に達するまでの育児休業について分割して2回取得した場合は、産後連続した3か月の育児休業を取得していない場合でも、通算3か月以上の育児休業の取得をもって、奨励金の支給対象とします（分割して取得する育児休業の一方は、産後休業に連続して取得するもの）。
 - ※ 連続又は通算3か月の育児休業取得後、職場復帰した日から起算して3か月以上勤務していることが必要です。
 - ※ 子が1歳に達した日以降に新たに開始した育児休業は、通算の対象になりません。

3 Q&A

Q1 次の場合は、いつから申請が可能になりますか。

- ①産後休業に続けて育児休業を3か月取得し、復職後2か月勤務
- ②その後、2回目の育児休業を2か月取得（子が1歳になるまでに開始）し、復職後3か月以上勤務

- A1 ①の時点では、「職場復帰した日から起算して3か月以上勤務」の要件を満たしていないため、奨励金の申請はできません。
- ②に記載のある、2回目の育児休業から職場復帰した日から起算して3か月以上勤務したときに、申請ができます（2回の育児休業期間が通算3か月以上）。
- ※申請期限は、2回目の育児休業から職場復帰し、3か月以上勤務をした翌日から起算して6か月以内です。

Q2 次の場合は、いつから申請が可能になりますか。

- ①産後休業に続けて育児休業を3か月取得し、復職後3か月勤務
- ②その後、2回目の育児休業を2か月取得（子が1歳になるまでに開始）し、復職後3か月以上勤務

- A2 ①の時点で支給要件を満たしているため、①に記載のある、育児休業を3か月取得し、復職後3か月以上勤務をした時点で申請ができます。
- ※申請期限は、①に記載の1回目の育児休業から職場復帰し、3か月以上勤務をした翌日から起算して6か月以内です。

4 その他の変更点

- ・ 出産後の離職防止という制度趣旨に鑑み、要件到達後申請日時時点で対象労働者が離職している場合について、奨励金の支給対象外とします。